

○三次市狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業補助金交付要綱

平成28年4月1日告示第101号

改正

平成29年3月31日告示第87号

平成31年1月28日告示第13号

平成31年3月29日告示第75号

令和3年3月29日告示第45号

令和6年3月29日告示第55号

三次市狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、三次市有害鳥獣駆除班の担い手を育成し、有害鳥獣による農林水産物等の被害の防止を図るため、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許（第1種銃猟）の取得等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新たに、狩猟免許（第1種銃猟）及び銃砲所持許可を取得した者
- (2) 狩猟免許（第1種銃猟）及び銃砲所持許可取得後は猟友会に加入し、市内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者
- (3) 過去に狩猟事故又は狩猟違反がない者
- (4) 市内に居住し、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納している者
- (5) 狩猟免許（第1種銃猟）の取得等に要する経費について、国、県などから補助金の交付を受けていない者

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、5万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、三次市狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 個人情報の閲覧に関する同意書
- (3) 狩猟免状の写し
- (4) 猟銃所持許可証の写し
- (5) 猟友会へ加入したことが確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請内容を審査のうえ、適當と認めたときは、申請者に対して三次市狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに三次市狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、不正な手段により補助金を受けたと認めたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 事業の公共性、公益性等を総合的に勘案し、市長が特に認めた場合は、過年度に取得した免許等にかかる経費も対象とすることができるものとする。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年3月31日告示第87号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年3月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の三次市狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業補助金交付要綱（平成28年三次市告示第101号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年1月28日告示第13号）

この告示は、平成31年1月28日から施行し、平成28年度以後の年度分の三次市狩猟免許（第1種銃猟）取得等支援事業補助金について適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第75号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第73条から第93条までの規定 平成31年3月30日

（2） 略

附 則（令和3年3月29日告示第45号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年3月30日から施行する。